

適用 21

海外に出国したとき、国内に帰国したとき

『海外出国国内帰国届 兼 国内居住要件例外事由該当届』

※介護保険第2号（特定）被保険者の適用除外該当・不該当届を兼ねます。

【手続き】

- ・提出期限 一出国日・帰国日が属する月の月末迄にご提出下さい。
(介護保険第2号（特定）被保険者の適用除外該当・不該当となる方で、介護保険料の徴収手続の変更になりますので、遅滞なく提出して下さい。)
- ・事業主記入欄 一関連会社の方は、事業所健保担当部署で証明を受けて下さい。
※FG、BK、TB、RTの方は、みずほ健保までお問い合わせ下さい。

〔作成上の注意事項〕

- ① 介護保険第2号被保険者の適用となる方で、外国に長期滞在し日本国内に住民票がない場合は、介護保険第2号被保険者より適用除外となります。
但し、国内に介護保険第2号被保険者の適用となる被扶養者が残る場合は、特定被保険者として保険料が引続き徴収されます。
また、国内に戻られた場合には、改めて介護保険第2号被保険者に適用となります。
- ② 被保険者・被扶養者を問わず、海外に出国する（日本国内に住民票を有しない）場合や、国内に帰国する（日本国内に住民票を有する）場合は、必ずご提出下さい。

また、被扶養者（被保険者本人を除く）で、海外に出国する（日本国内に住民票を有しない）場合は、国内居住要件例外事由該当チェック項目の記載および添付書類を必ず添付の上、ご提出下さい。
- ③ 海外出国日あるいは、国内帰国日のご家族の中で同月の場合は、届出用紙1枚にまとめてご記入下さい。ご家族で海外出国日あるいは、国内帰国日が異なる月になる場合は、各々届出用紙をご提出下さい。